

社会経済の変化、情報通信技術の進展等に対応した
登録制度等の見直しに関する検討会

中間取りまとめ

平成17年12月21日

目 次

I. 本検討会設置の背景・趣旨	1
II. 登録制度の現状と検討の視点	
1. 登録制度の意義等について	1
2. 登録制度を巡る社会経済情勢の変化等	
(1) 国の保有する車両情報に対する社会的ニーズの高まり	2
(2) 情報技術の進展	2
(3) 自動車の保有形態の変化	3
(4) その他自動車を取り巻く情勢の変化	3
III. 関係者からのヒアリングの概要	3
IV. 登録制度の見直しの方向	
1. 自動車の登録情報の電子的提供及び個人情報保護対策	
(1) 制度の見直しの方向	5
(2) 提供される情報の内容、活用事例等	6
(3) 提供の仕組み	7
(4) 個人情報保護対策	7
(5) その他	8
2. 自動車登録手続の合理化・電子化	
(1) 制度の見直しの方向	8
(2) 対応策について	9
(3) その他	10
V. 今後の課題等	10
VI. 検討会委員等の名簿、検討の経緯	
1. 検討会委員等の名簿	11
2. 検討の経緯	12

I. 本検討会設置の背景・趣旨

自動車登録業務については、昭和26年に道路運送車両法が制定されて以来、昭和45年に自動車登録検査原簿の電子化、昭和63年に登録申請に当たってのOCRシートの導入、本年12月からは、オンラインによる検査登録、車庫証明、納税の手続が可能となるワンストップサービス（OSS）が導入されるなど、利用者利便等の観点から手続の電子化が推進されてきた。また、本年1月の自動車リサイクル法の施行に伴い、不法投棄対策等の観点から、抹消登録制度の見直しが行われたところである。

今後も、電子政府の推進、自動車の保有形態の変化、車両情報に対する官民からのニーズの増大、自動車の盗難防止、安全・環境問題に対する国民意識の高まり等社会経済情勢の変化等に伴い、自動車の登録制度について適時適切に見直しを行っていく必要がある。

以上のような問題意識の下、本年6月から、学識経験者、自動車関係団体等の関係者で構成される本検討会を設置して、登録制度についての現状、問題点、見直しの方向、将来の課題について、関係者からのヒアリングを含め検討を行ってきたところであるが、今般、本検討会の考え方を中間的に取りまとめることとした。

II. 登録制度の現状と検討の視点

1. 登録制度の意義等について

自動車の登録制度は、自動車の保安基準の確保、犯罪捜査、交通取締り、納税など各種公法上の権利義務の明確化や社会秩序維持のために必要な車両情報を行政上記録・管理する「行政登録」の目的と自動車の取引の安全を確保するため所有権の公証を行う「民事登録」の目的を持っている。

自動車の登録情報は不動産登記などと同様に、民事登録の目的から何人に対しても公開されている。具体的には、運輸支局等において、自動車登録ファイルから出力された登録事項等証明書を交付している。

一方、自動車の検査は、国が、個々の自動車について自動車の安全・環境基準である保安基準に適合しているか否かを確認するものであり、検査の結果、保安基準に適合している場合は、自動車検査証（以下「車検証」という。）が交付される。

この自動車の検査と自動車の登録は制度上有機的に連携しており、昭和45年には、従来、別々に管理されていた自動車の登録原簿と検査記録簿が自

自動車登録ファイルとして電子的に一元的に管理されることとなり、その際、登録手続（変更・移転登録）と検査手続（車検証の記載変更手続）については同時に行うことが義務付けられた。

なお、車検証は、検査の結果、自動車が保安基準に適合していることを証明する書面であり、本来、所有権の公証制度とは直接関係ない書面である（制度上、国の登録ファイルに記載されている自動車の所有者を含む車両情報（以下「登録情報」という。）を証明する書面は登録事項等証明書とされている。）。しかしながら、車検証に所有者名が記載されていることから、自動車の取引等の実務においては、事実上、所有者確認の書面として機能している。

2. 登録制度を巡る社会経済情勢の変化等

（1）国の保有する車両情報に対する社会的ニーズの高まり

現在、我が国における自動車の保有台数は7800万台を超え、自動車は、単に、個人の財産や移動の手段というだけでなく、税収といった国や地方公共団体の財政問題や人の身体・生命に関わる交通事故、環境問題や治安問題などの社会問題にも深く関わるようになってきている。

こうした社会問題等に対応するに当たって、国の保有する車両情報は、正確かつ網羅的な自動車の基礎的なデータベースとして重要な役割を担っている。具体的には、自動車取引における所有者確認のほか、徴税、犯罪捜査、交通取り締まり、リコールへの利活用はもとより、本年1月に施行された自動車リサイクル法における不法投棄車両対策や先般改正された道路交通法で導入された駐車違反車両に対する使用者責任の追及への活用などそのニーズはますます高まっている。

（2）情報技術の進展

近年の情報技術の進展により、個々の自動車ユーザーにおいては、インターネットを通じて、電子的に行政機関等の各機関のデータベースにアクセスできる環境が整っている。また、自動車に関連するサービスを提供している事業者についても、自動車に関するデータについて、電子的に管理・利用することが一般的となってきた。

こうしたことから、自動車ユーザー等からは、現在、書面（登録事項等証明書等）で確認している国の車両情報について、より簡便な取得や利用が可能な電子的提供が求められている。

また、自動車の検査登録手続については、本年12月より、一部の地域

において、新車の新規登録手続について、電子申請を可能とするワンストップサービスが導入される。今後のワンストップサービスの地域・手続の拡大を視野に入れ、その利便性の向上を図る観点から、ワンストップサービスによる申請手続の際の車検証の返納など電子化できない書面の取扱いはできるだけ省略又は電子化することが求められている。

(3) 自動車の保有形態の変化

自動車については、民事上の所有権を有する「所有者」と、当該自動車について使用権限を有し、道路運送車両法上の点検整備や検査の義務を有する「使用者」が存在する。従来は、両者（所有者と使用者）は同一であることが一般的であったため、道路運送車両法では、所有者が行う登録手続（変更・移転登録）と使用者が行う検査手続（車検証の記載事項変更）は同時に行うことが義務付けられてきた。

しかしながら、近年、リース車両や割賦販売による所有権留保車両などの所有者と使用者が異なる保有形態が増加している（全保有車両数の三分の一を超えている。）。こうした保有形態の場合には、登録手続と検査手続（車検証の記載事項変更手続）を同時に行うことが所有者にとって大きな負担となっているとの指摘がある。

(4) その他自動車を取り巻く情勢の変化

近年、安全・環境等に対する国民意識の高まりを踏まえ、自動車に関する交通事故の防止や渋滞緩和、また、CO₂、NO_x・PMの削減等の環境対策は喫緊の課題となっている。

また、近年、自動車の盗難が増加傾向にあり、自動車盗難防止という観点から、特に、ナンバープレートの偽変造防止対策が重要な課題となっている。

以上のような課題に対応するため、ナンバープレートの電子化などITを活用した正確かつ簡便な個車識別の技術や偽変造防止対策について検討することが求められている。

Ⅲ. 関係者からのヒアリングの概要

Ⅱ. で述べたような状況を踏まえ、関係各事業者、団体等から登録制度の簡素・合理化、自動車の登録情報の利活用等を図る上で現状の登録制度の問題点

- ・ 解決策についてヒアリングを行った。

概要は以下の通り。

団体名	ヒアリングの概要
①(社)リース事業協会 ・日本自動車リース協会 会連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車登録情報が電子的に提供されると、当該情報はリース自動車のメンテナンス、リース終了自動車の売却、自動車保険事務、自動車関連諸税の納税といった業務に活用でき非常に有用である。また、今後、自動車に関する環境問題の高まりを背景とした環境対応ビジネスの展開にも役立つ。 ・リース会社等の大量に自動車を保有している者の変更や移転登録手続の負担軽減のためには、制度改正でなくとも運用である程度対応できる。車検証から所有者情報を削除するなどの制度的見直しについては、その影響の大きさを見極める必要があり、慎重な対応が必要。 ・車検証の返納義務をなくすことについては、基本的に賛成。
②在日米国商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車リース業界においても効率化のための企業再編や組織変更が進行しているが、こうした場合に法律に従って変更・移転登録手続を行うことは、使用者の協力が不可欠な車検証の記載事項変更を伴うことから、非常に困難であり、コンプライアンス上の問題や事業再編・自動車リース業界参入を妨げる要因ともなっている。 ・解決策の一つとして、車検証から所有者情報を削除し、当該情報は自動車登録ファイルで電子的に閲覧する、といった方法は非常に有効と考える。
③(社)日本中古自動車販売協会連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・車検証における所有者情報は、安価に簡便に所有者を確認する方法としてオークション等、各種取引において重要な位置を占めるため、それを削除することには抵抗がある。所有者情報の電子的閲覧については非常に便利なシステムになることを期待しているが、費用負担等の観点から車検証の代替となるかどうかは疑問である。 ・車検証等の返納義務の廃止については、旧車検証が確実に破棄される等の措置が必要と考える。 ・登録情報の電子的提供に関しては、査定、整備、検査などの民間情報と組み合わせることにより精度の高い車両情報の構築が可能となり、自動車の修理や販売の際に非常に役立つ。ただ、登録検査情報はリーズナブルに提供されることを期待する。
④車両電子情報総合運用促進研究会	<ul style="list-style-type: none"> ・登録情報が電子的に提供されれば、それを核として官民が保有する自動車に関する様々なデータを連携させることが可能となり、中古車の車両履歴の照会、点検整備、マーケティングへの活用等、様々な分野において有効利用が可能となる。 ・提供される登録情報は所有者・使用者の氏名・住所がなくとも、各業界の個別データを結ぶ共通基盤データとなりうるし、提供情報の信頼性も高まる。また、その提供により車両情報の入力も簡素化される。 ・アンケートでも中古車を購入する際に車両情報履歴照会サービスを利用したいというニーズは高い。

団体名	ヒアリングの概要
⑤(社)日本自動車販売協会連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、車検証より所有者情報を確認しているため、車検証より所有者情報を削除してしまうと、自動車の流通上多大いな支障を生じるため、車検証より所有者情報を削除をすることは止めていただきたい。 ・車検証の返納義務廃止については、移転登録以外の継続検査、変更登録、抹消登録については、返納義務を廃止しても自動車の流通上生じる支障は少ないと返納義務を廃止しても問題ないとするが、移転登録については、所有者が異なる車検証が2枚以上存在することになるので、自動車の流通に多大な支障をきたすので、返納義務を廃止することは止めてほしい。 ・リース事業者等の車両の大量所有者の変更・移転登録の手続き負担軽減については、15日以内に手続きを行うことは非常に難しいこととする。そのため、期限を延長し、手続き中の車検証の搭載ができない状態については、保安基準適合証と同様の仮車検証の搭載などで対応が可能とする。 ・登録情報の電子提供については、マーケティングなどの販売戦略等に活用ができるため、積極的に行ってほしいが、所有者情報などの個人情報については、個人情報保護の問題もあるため、全て電子提供を行うことは問題があるとする。
⑥(社)日本損害保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ・登録情報の電子提供については、保険事務手続きの効率化及び契約者メリットの向上が考えられるため、積極的に電子提供を行ってほしい。特に1件1件車両情報を照会する方法ではなく、保険契約システムとMOTASを直接つないで電子的に車両情報を照会できる方法がとれるようにしてほしいということ。 ・年間1600万件も取扱いを行っているため、利用料金の大口の割引設定を行ってほしい。
⑦(社)全国自動車部品商団体連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車部品の在庫管理を行うための基礎データとして、どこに、どのような車両があるのかがわかるMOTAS情報は非常に有用である。 ・MOTAS情報を基礎として、整備情報等を付加した場合には、整備記録等から車両の問題点の早期発見や使用部品の検索精度の向上などができると想定される。
⑧スマートプレート実用化に向けての検討調査委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートプレートは自動車の登録番号等の情報を格納したICチップを備え、路側読取機器との無線通信により走行中の車両を電子的に識別できるものであり、環境対策や交通安全対策等、幅広い用途に活用されうる大きな可能性を持ったツールである。 ・具体的な制度イメージとしては、ナンバープレートと基本的には同様の交付・取り付けを行い、電池切れ防止のため継続検査において交換することが考えられる。 ・装着する車両の対象やプライバシー対策、コスト等の検討課題がある。また、ユーザーに対するメリットのアピールも重要である。

IV 登録制度の見直しの方向

1. 自動車の登録情報の電子的提供及び個人情報保護対策

(1) 制度の見直しの方向

国の保有する自動車の登録情報については、近年、個人情報保護に関する国民意識の高まりを踏まえ、より高度の情報の安全管理等が求められる一方で、自動車の取引や整備等における自動車ユーザーの利便性向上や、自動車関連産業の効率的な事業活動等の観点から、その利活用を求めるニーズは極めて高い。

具体的には、Ⅲ. で取りまとめた関係者からのヒアリング結果においても明らかなように、情報の電子的な提供を求めるニーズが高く、これが実現できれば、自動車ユーザーは、パソコン等で、簡便かつ確実に正確な所有者情報や車両情報を入手できることとなる。この場合、取引に当たって、車検証がない場合や車検証が偽造されていた場合でも、パソコン等で直接所有者情報を確認することにより、不正な取引の防止にも資すると考えられる。

また、電子形式での情報提供とその活用は、自動車に関連するサービスを提供している事業者にとって業務の効率化や新たなビジネスの拡大につながる可能性をもたらすものと考えられる。

このように、自動車の登録情報の電子的な提供は、自動車ユーザーにとって、より安全かつ円滑な自動車の取引の実現が図られることとなる。また、関係者からのヒアリングで述べられたように、自動車の登録情報をベースに、車両情報の履歴（走行履歴、事故履歴、整備履歴等）のデータベースが構築されることとなれば、自動車ユーザーにとって、中古車取引の公正性が確保されるのみならず、適切な整備の実現を通じ、自動車の安全対策にも資すると考えられる。

このほか、自動車の保険の契約時に所有者の迅速かつ正確な確認が可能になるなど、保険、金融等自動車に関連するサービスの利便性の向上や登録事項等証明書等の取得が不要になるといった利用者の負担の軽減にもつながるものである。

このため、自動車の登録情報については、国民共有の財産であるとの観点から、十分な個人情報保護対策を講じつつ、明確で、かつ透明性の高いルールの下、現在行っている書面（登録事項等証明書）の交付に加え、電子閲覧等の電子的な提供を図ることが望ましい。

（２）提供される情報の内容、活用事例等

以下のような情報提供の内容、活用事例が考えられる。

提供方法・内容		主な活用事例	提供先
閲覧*1		・中古自動車の取引時における自動車の所有者の確認(自動車ユーザー、中古車ディーラー)	登録番号及び車台番号を提示して請求した者
電子提供*2	氏名・住所を含む 自己所有の自動車の情報のみ	・リース車両のメンテナンス、自動車保険事務、自動車関連税の納税事務への活用(リース事業者) ・割賦販売時における自動車の所有者の確認(クレジット事業者)	所有者のみ
	自己所有以外の自動車の情報を含むもの	・自動車任意保険の契約時における自動車の所有者の確認(損害保険事業者) ・自動車損害賠償責任保険の解約時における自動車が登録を抹消されていることの確認(損害保険事業者)	所有者の同意を得た者
		・リコール対象車両の使用者の確認(自動車メーカー) ・自動車に関する犯罪の捜査、予防及び放置車両の検索に利用(警察庁) ・自動車税の賦課徴収に利用(総務省) ・Nox・PMの排出状況の把握等の環境対策に利用(国・地方自治体) ・リサイクル対象車両の特定に利用(リサイクル促進センター)	利用目的が公益性があり、かつ情報管理が適切に行える者
氏名・住所を含まない	個車が特定される情報(車台番号を含む)	・車両情報履歴システム(MOTAS情報を基礎にして、個々の車両の事故履歴、整備履歴、走行距離等のデータを付加したデータシステムのこと)の構築のため車両情報履歴システムの利用方法 ・中古自動車の販売、購入時における車両情報(事故履歴、走行距離等)の確認(中古車ディーラー、ユーザー) ・自動車の整備時における車両情報(車両の諸元、整備履歴等)の確認(整備事業者、自動車部品ディーラー、ユーザー) ・自動車保険商品開発等における車両情報(整備履歴、事故履歴等)の活用等	情報管理が適切に行える者
	統計情報(個車が特定されない情報(車台番号を含まない))	・自動車の製造、販売戦略への活用(自動車メーカー、自動車ディーラー) ・自動車部品の在庫管理の効率化・高度化(自動車部品ディーラー)	自動車メーカー、ディーラー、研究者等統計を必要とする者

*1 閲覧とは、車両に関する登録情報等(氏名・住所を含む車検証情報)をパソコン等のモニターでインターネットを利用して閲覧すること。

*2 電子提供とは、車両に関する登録情報等を電子データで提供すること。

(3) 提供の仕組み

自動車の登録情報については、(2)の活用事例で述べたように様々な利用者の立場で種々の活用方策が考えられる。このため、自動車の検査登録情報の電子的提供を行うに当たっては、国の業務の効率化・合理化等の観点から、既にオンラインで電子的な情報提供が行われている不動産登記等の例も参考に、国以外の主体(民間)を活用することを検討すべきである。

(4) 個人情報保護対策

自動車の登録情報については、自動車の登録番号から、当該自動車の所有者の氏名・住所等を割り出し、自動車盗難や自動車の所有者のプライバシーを侵害するなどの悪用・不正利用事案が見受けられる。このため、自動車の検査登録情報に関する個人情報保護対策については、電子的な提供の場合だけでなく、現在行われている書面(登録事項等証明書)による情報提供の場合についても一定の対応が必要である。

例えば、自動車の登録情報の提供に当たっては、不当な情報の取得を防止するため、自動車登録番号と併せて車台番号を必要としたり、現在運用上行っている登録事項等証明書の請求者の本人確認を制度化し、電子的な提供の場合も同様に本人確認を行うなどの方策についても検討すべきである。

なお、自動車の所有者等に関する情報を大量の電子データで提供することは、情報の改ざん・悪用、流出等の危険が増大し、プライバシー侵害の可能性や影響が大きい。このため、こうした情報提供については、公益性のある場合又は本人の同意がある場合に限り、さらに、利用者における情報の安全管理体制が万全であること等を条件とするなどより厳格に行うべきである。

(5) その他

今後、自動車の登録情報の電子的提供については、具体的な制度設計、システム構築、サービスの内容、コスト等について検討を進めていく必要がある。この場合、自動車ユーザーの利便性の向上や負担軽減の実現に十分配慮していく必要がある。また、登録情報を電子的に提供する際の公益性判断や所有者の本人同意の取り方、安全管理体制の基準等についての具体的な考え方やガイドライン等についても検討する必要がある。

2. 自動車登録手続の合理化・電子化

(1) 制度の見直しの方向

Ⅱ 2. (3) で述べたように、近年、自動車の保有形態について、所有者と使用者が異なる場合が増大してきているが、このことによって登録手続の実施の上で看過できない問題が生じてきている。具体的には、所有者が売買や氏名・名称、住所変更等に伴って移転登録や変更登録を行うに際して、車検証には所有者名等が記載されていることから、現行制度では車検証の記載事項の変更も同時に行う必要がある。この場合、所有者が、使用者から委任を受けて車検証の記載変更手続を行うときは、車検証は使用者が保有しているため、所有者は、使用者から車検証を回収し、手続後、新たな車検証を使用者に手渡すという手間が必要になる。

このため、本来は法律上移転登録や変更登録を行わなければならないにもかかわらず、必ずしもこうした義務が十分に守られていない現状となっ

ている。この状態を放置すれば、自動車の検査登録情報の正確性が損なわれ、ひいては登録制度に対する信頼性を失わせる危険性がある。したがって、このように登録制度上の義務を履行する上で、過度な負担となっている点については、何らかの運用上又は制度的な対応を行うことが望ましい。

また、自動車の所有者は、自動車を譲渡した場合、制度上、移転登録申請と同時に、使用者が検査手続（車検証記載変更手続）を行わなければならないため、車検証を保有している使用者の協力がなければ、自動車の名義変更（移転登録）ができない。このため、所有者と使用者が異なる場合は、事実上、所有者の意思だけでは自動車の譲渡ができない状態となっている。このことは、自動車を巡る様々な経済活動の妨げになっているとの指摘もあり、必要な対応が求められている。

一方、車検証は自動車の取引の現場において、現在、所有者確認のための書面として事実上機能しており、これら取引の実態に大きな影響を与えないような配慮が必要である。

また、自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）が、本年12月から、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府において、新車の新規登録についてスタートするが、登録制度の見直しに当たっては、こうした電子申請の進展にも十分対応すべきである。特に、今後、OSSが変更・移転・抹消登録等に拡大されることも視野に入れ、こうした電子申請の利便性・信頼性向上の観点から必要な制度的見直しについて検討すべきである。

（2）対応策について

所有者と使用者が異なる場合の所有者の登録手続の負担軽減の観点から、車検証から所有者情報を削除し、登録手続（変更・移転登録）と検査手続（車検証記載事項変更）を切り離すことが考えられる。

この場合、自動車の安全かつ円滑な取引の観点から、自動車の流通において簡便で確実な所有者の確認手段を確保する必要がある。具体的には、登録手続の電子化、事業者の業務のペーパーレス化にも対応するため、自動車の登録情報の電子閲覧による所有者確認で対応することが望ましい。

しかし、自動車の流通過程における所有者情報の確認は、書面（車検証）を信頼した取引が長い間続いており、また、取引の主体は、大手ディーラーから小規模のディーラー、さらには個人間売買まで様々である。このため、登録制度の見直しに当たっては、こうした実態を踏まえ、流通の現場

に混乱が生じないように配慮し、自動車の登録情報の電子閲覧と並行して、当面、所有者情報確認のための書面を国が発行することが考えられる。

(3) その他

登録手続の合理化・電子化については、今後、関係者において具体的な制度設計を進めていく必要がある。その際、車検証から所有者情報を削除した場合の所有者確認の手段については、当面、書面を中心に行うこととなった場合でも、将来的な電子化の一層の進展を見据え、所有者による書面の保管コスト・紛失リスク等にも配慮しつつ、電子化・情報化の促進の観点から制度設計を検討すべきである。

また、自動車の流通過程において、書面での所有者確認等から電子的な確認へできるだけ早期に移行を促していくことも視野に入れ、1. で述べた登録情報の電子的提供については、より利便性の高い低廉なサービスの提供を行うことが望ましい。

V. 今後の課題等

以上まで、基本的に登録自動車に関する事項を中心に検討してきたが、軽自動車については、制度の位置付けの違い等を踏まえ、別途の検討が必要と考える。

また、本中間とりまとめの後、ナンバープレートの電子化、検査登録手続の電子化等に対応した車検証のあり方等について議論していくこととする。

VI. 検討会委員等の名簿、検討の経緯

1. 検討会委員等の名簿

(敬称略)

委員

座長	杉山 雅洋	早稲田大学商学部教授
	大山 永昭	国立大学法人東京工業大学フロンティア創造共同研究センター共同研究機能教授
	森 美樹	弁護士
	岩越 和紀	株式会社JAF MATE社代表取締役社長
	栗原 穰	(社) 日本自動車工業会流通委員会サービス部会部長
	谷合 昭夫	(社) 日本自動車販売協会連合会常務理事
	海津 博	(社) 日本中古自動車販売協会連合会理事
	柳生 宜秀	(社) 日本自動車整備振興会連合会常務理事
	高重 尚文	(社) 全国軽自動車協会連合会専務理事

オブザーバー

	南戸 義博	(社) 全国自動車標板協議会理事長
	(大谷 好男	(社) 全国自動車標板協議会専務理事)
	丹羽 博利	(財) 自動車検査登録協力会専務理事
	(大越 幸男)	
	岩田 剛和	軽自動車検査協会業務部長
	(矢作 伸一)	
	島 雅之	自動車検査独立行政法人企画部長

(注：括弧内は、前任者)

2. 検討の経緯

	開催日	検討内容
第1回	H17. 6. 13	1. 登録制度、検査制度、ナンバープレート等について 2. 今後の検討にあたっての論点について (1) 登録手続等の簡素・合理化について (2) 登録検査情報の電子的提供による利活用について (3) ナンバープレート等の電子化について 3. 今後のスケジュール等について
第2回	H17. 7. 21	登録手続等の簡素・合理化、登録検査情報の電子的提供による利活用についてのプレゼンテーション (1) (社) リース事業協会／日本自動車リース協会連合会 (2) 在日米国商工会議所 (3) (社) 日本中古自動車販売協会連合会 (4) 車両電子情報総合運用促進研究会
第3回	H17. 9. 14	登録手続等の簡素・合理化、登録検査情報の電子的提供による利活用及びナンバープレート等の電子化についてのプレゼンテーション (1) (社) 日本自動車販売協会連合会 (2) (社) 日本損害保険協会 (3) (社) 全国自動車部品商団体連合会 (4) スマートプレート実用化に向けての検討調査委員会事務局
第4回	H17. 10. 31	1. 自動車検査登録情報の電子的提供について 2. 登録手続きと車検証記載変更手続きのあり方の見直しについて
第5回	H17. 11. 30	1. 中間取りまとめ（案）について